

薩、富士淺間大菩薩、熊野三所大權現、諏訪大明神、甲州三三明神、別而ハ御旗楯無之御罰、於今生享、癩病、至來口可致墮、在無間地獄者也、仍如件、

永祿九年丙寅閏八月廿三日

文書何レモ同前

金丸平八殿

馬場美濃守信春

吉田左近助殿

山縣三郎兵衛昌景

吉田左近殿

小山田兵衛尉信茂

吉田左近殿

原隼人助昌胤

○以下署名略之

〔聚樂第行幸記〕殿下^{○豊臣}つらく行末の事など工夫ましますに、たゞいま雲上になしをかる人々は、みな殿下の恩惠あさからず、かけまくもかたじけなき殿上の交をゆるされ、この行幸におひ奉るものかなと、感悦する輩也、子々孫々に至ては、若この薰徳をわすれ、無道の事もやあらんとおぼしめして、あらたに昇殿有し人々、尾州の内府、駿州の大納言をはじめ、みな禁中へ對し奉り、誓紙をしてあげらるゝ、においては、悦おぼしめさるべき由也、そのかみ皆人の遺言をなす事、その末期にのぞみて、領知財寶をゆづる事のみ也、我世盛んなるおりに、りやうちざいほうをそなへまいらすこそ、誠の心ざしにてあらめと宣ふをき、て、滿座感涙をもよほし侍りぬ、をのく尤とて、則せいしをか、せ給ふ、その詞に云、

敬白 起請

一就今度聚樂第行幸被仰出之趣、誠以難有催感涙事、

一禁裏御料所地子以下、并公家門跡衆所々知行等、若無道之族於有之者、爲各堅加意見、當分之

儀不及申、子々孫々無異儀之様可申置事、